

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月26日 16時25分ごろ
発生場所	関門港下関区渡船発着所の浮棧橋付近 下関市あるかぼーと東防波堤灯台から真方位303° 130m付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経130° 56.6′)
事故の概要	旅客船にしきは、着棧作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 にしき、19トン 281-38959 広島、株式会社アクアネット広島、関門汽船株式会社（船舶借入人、A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員、操縦免許なし
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客32人を乗せ、関門港下関区渡船発着所の浮棧橋（以下「本件棧橋」という。）に船首を北方へ向けて左舷着けする目的で、本件棧橋南方沖で主機を後進に入れて行きあしを減じた後、中立運転としてほとんど停船した状態で本件棧橋に並んだ。</p> <p>甲板員は、本件棧橋上の作業員から係留索（以下「本件係留索」という。）を受け取り、素手で左舷船尾部のボラード（2本のポールからなる双係柱、以下同じ。）に本件係留索のアイを掛け、ボラードに係留索を掛けたことを大声で船長に知らせた。</p> <p>甲板員は、船長に知らせた直後、本件棧橋上の作業員から、旅客乗降用タラップと本件棧橋上に敷かれていたマットの位置を揃える関係で、本件係留索のアイを左舷船尾部のボラードの船首側のポール1本だけに掛け直した方がよい旨を告げられた。</p> <p>甲板員は、すぐに本件係留索を掛け直そうと思い、本件係留索のアイを右手で下方から掴んでボラードから外そうとしたとき、本船が前方に動いて本件係留索が張ったのを認め、右手が船首側のポールとアイとの間に挟まれるのを回避しようと右手を引いたものの、右手中指の第1関節付近を挟んで負傷した。</p> <p>船長は、ふだんのように甲板員から本件係留索を掛けた旨の声を聞</p>

	<p>き、本船の船首部を本件棧橋に寄せることに意識を向けており、操船位置から甲板員の手元の動きが視認できず、左舷船首部の係留索を本件棧橋上にいた僚船の乗組員に取ってもらい、旅客へ下船の案内を行っていたとき、僚船船長から甲板員の負傷を知らされた。</p> <p>甲板員は、着棧後、A社からの要請を受けた救急車で病院へ運ばれ、右手中指の裂傷と診断された。</p> <p>本件棧橋は、その南東方の両側に防波堤がそれぞれ設けられており、防波堤と防波堤の間から関門航路を航行する船舶の航走波などが入ってくることもあり、波の影響を受けやすかった。</p> <p>甲板員は、令和4年5月からA社運航の旅客船に甲板員として乗り組み、本事故までに3～4回本件棧橋に本船を着棧させる際に係留索を掛ける作業を行っており、本事故当時は、本件係留索のアイを船首側のポールだけに掛けるよりも船体が安定すると思ってボラードに掛けた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、船尾方からの波の影響を受けやすい本件棧橋に着棧作業中、甲板員が、左舷船尾部のボラードに本件係留索のアイを掛けた直後、同アイを船首側のポールだけに掛け直そうとして右手でアイを掴んだことから、行きあし又は風波の影響により、船体が前方に動いて張った本件係留索のアイと船首側のポールとの間に右手中指を挟んで負傷したものと推定される。</p> <p>甲板員は、船体が安定すると思ってボラードに本件係留索のアイを掛けた直後、本件棧橋上の作業員からタラップと本件棧橋上のマットの位置から船首側のポールだけに掛け直した方が良い旨を告げられたことから、船長に報告することなく、アイを掛け直そうとして右手でアイを掴んだものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が船尾方からの波の影響を受けやすい本件棧橋に着棧作業中、甲板員が、左舷船尾部のボラードに本件係留索のアイを掛けた直後、同アイを船首側のポールだけに掛け直そうとして右手でアイを掴んだため、行きあし又は風波の影響により、船体が前方に動いて張った本件係留索のアイと船首側のポールとの間に右手中指を挟んだことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故を踏まえ、浮棧橋上の全ての係留索のアイの外側に取っ手を付け、アイとボラードのポールとの間に指を挟まれることがないようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板員は、係留作業に当たり、係留索のアイを自船のボラードに掛けようとする際、掛けるポールがどれであるか事前に確認した上で作業を行うこと。 ・甲板員は、係船作業中に係留索を掛け直す必要がある場合には、

	船体が動く状況では掛け直そうとせず、船長に報告のうえ、指示に従うこと。
--	-------------------------------------